

埼玉県マスコット
「コバトン」

産業廃棄物処理業者の方へ

平成23年4月1日から許可制度が大きく変わります

1. 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く。)許可の合理化

対象: 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者(積替え保管を除く。)

埼玉県の許可でさいたま市・川越市を含む県内全域で業が可能になります。

県内全域で業を行うための必要な許可

埼玉県、さいたま市、川越市の **3** つの許可

改正後

埼玉県の **1** つの許可

現在、許可をお持ちの方は下記のようにになります。

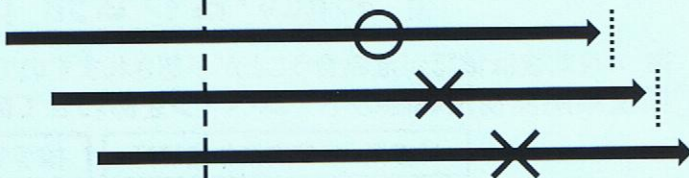
① 埼玉県、さいたま市(あるいは川越市)の許可を取得している場合

H23.4.1より前の許可状況

H23.4.1

有効期限

埼玉県許可
さいたま市許可
川越市許可



→さいたま市、川越市の許可はH23.4.1で失効し、県の許可のみで県内全域で運搬が可能。

◎ 県の許可より市の許可範囲(品目)が広い場合

→ 市の許可は、その許可期限まで有効です。(ただし当該市内に限る。)
市の許可期限までに、県の変更許可を取得する必要があります(※)。

② さいたま市及び川越市の許可を取得し、県の許可を取得していない場合

H23.4.1より前の許可状況

H23.4.1

埼玉県許可

さいたま市許可
川越市許可



→市の許可はそれぞれの許可期限まで有効です。
市の許可期限後も業を継続して行いたい場合、その期限までに県の新規許可を取得する必要があります(※)。
なお、県の許可取得と同時に市の許可が失効します。

※ 県への申請は、市の許可期限の約2ヶ月前までにしてください。(要事前予約)



彩の国
埼玉県